

日医発 249 号（保険）
令和 4 年 4 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（第 2 報）

令和 4 年 3 月 31 日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用が開始され、これにより、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出が必要とされていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となることにつきまして、令和 4 年 3 月 31 日付け（保 328）「「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について」によりご連絡申し上げているところでございます。

今般、本システムへのログインが令和 4 年 4 月 20 日より可能となる旨、厚生労働省から事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（第 2 報）
(令 4.4.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和4年4月18日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（第2報）

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和4年3月31日から「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用を開始し、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出を必要としていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となる旨お伝えしていたところです。

同事務連絡において、本システムへのログインが可能となる時期については、今後改めてお知らせすることとしていたところですが、今般、令和4年4月20日より、ログインが可能となりますので、別紙関係団体におかれては、ご了知いただくとともに、関係者に周知を図られますよう、お願い申し上げます。